

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年5月10日（金）午前8時56分から午前9時24分
- 2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」
- 3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員（5名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（1名） 担当区域5 小山 清孝

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第12号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

7 会議の概要

事務局 ただいまより、5月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員5名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。3番の山本久行委員と5番の鈴木穰委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第13号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局

議案第 13 号について説明いたします。

今月の農地法第 3 条の許可件数は、所有権移転が 9 件です。

3 ページをお開きください。

所有権移転の整理番号 14 番は、豊蒔の跨線橋の南側にある 3 筆 1,090 m^2 と豊蒔公民館の西約 630mに位置する 283 m^2 の合計 1,373 m^2 です。

譲渡人から子への生前贈与になります。

次に、整理番号 15 番につきましては、小学校の東約 790mに位置する農地 310 m^2 と、同じく東約 650mに位置する 407 m^2 の合計 717 m^2 です。

隣接地を耕作する譲受人からの申し出により、売買することとなったものです。

次に整理番号 16 番につきましては、川部の熊野神社の西約 500mに位置する農地です。

経営規模拡大を図る譲受人からの申し入れにより、売買することとなったものです。

4 ページをお開きください。

整理番号 17 番の譲渡人は、整理番号 16 番の譲渡人と同一世帯の方となっております。農地の場所、所有権移転の経緯につきましても 16 番と同様となっております。

次に、整理番号 18 番につきましては、大根子公民館の北東約 300mに位置する農地です。

経営規模拡大を図る譲受人からの申し出により売買することとなったものです。

次に、整理番号 19 番につきましては、大曲会館の南西約 390mに位置する農地です。

譲渡人からの希望により、贈与することとなったものです。

りんごの作付けを予定しております。

5 ページをお開きください。

整理番号 20 番につきましては、川部和泉交流センターの南約 180mに位置する農地です。

経営規模拡大を図る譲受人からの申し出により、売買することとなったものです。

りんごの作付けを予定しております。

次に、整理番号 21 番につきましては、小学校の東約 750mにある農地 658 m^2 と川部の熊野神社の西約 500mに位置する 2 筆 758 m^2 の合計 1,416 m^2 です。

こちらにつきましても、整理番号 16 番、17 番と同様に譲受人の経営規模拡大のため売買することとなったものです。

次に、整理番号 22 番につきましては、二津屋会館の北約 150m に位置する農地 98 m²と、同じく北約 230m に位置する 2,286 m²の合計 2,384 m²です。

譲受人からの申し出により、お互いで協議し売買することとなったものです。枝豆の作付けが予定されております。

以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 13 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 13 号は原案のとおり決定することとします。
次の議案第 14 号につきましては、1 番葛原慶仁委員、9 番白戸陽平委員、推進委員の鈴木哲也委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いします。

(1 番葛原慶仁委員、9 番白戸陽平委員、鈴木哲也推進委員
退席 9 : 0 6)

議案第 14 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が 4 件、賃貸借権設定が 6 件、使用貸借権設定が 2 件です。

7 ページをお開きください。

整理番号 21 番につきましては、東橋の南東約 170m に位置する 4 筆 569 m²と、十二川原の集落の東側に隣接する 1 筆 103 m²の合計 672 m²です。

譲渡人は相続により農地を取得しましたが、自身は農業者ではなく、農地を手放したい意向であったため、マッチングにより売買に至ったもので

す。

野菜の作付けが予定されております。

次に、整理番号 22 番につきましては、小学校の西約 700m に位置する農地です。

これまでも譲受人が賃借していましたが、譲渡人からの申し出により売買することとなったものです。

8 ページをお開きください。

整理番号 23 番につきましては、弥生の里の北東約 280m に位置する農地です。

譲渡人は農地を手放したい意向であったため、譲受人に申し出てお互いで協議し、売買することとなったものです。

次に、整理番号 24 番につきましては、土矢倉の墓地に隣接する一団の農地です。

経営規模拡大を図る譲受人からの申し出により、お互いで協議し売買することとなったものです。

9 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 36 番は、田光橋の南西約 250m に位置する 5 筆 5,851 m²と、同じく東北東約 350m に位置する 1 筆 1,767 m²の合計 7,618 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号 37 番につきましては、高田公民館の南約 380m に位置する農地です。

期間満了に伴う再設定です。

10 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

整理番号 38 番につきましては、豊蒔の跨線橋の北東約 300m に位置する農地です。

以前の賃借人が体調不良により耕作できなくなったため 2 月に解約したもので、今回新たな受け手と賃借するものです。

次に、整理番号 39 番につきましては、役場の南西約 300m に位置する農地です。

隣接地を耕作している賃借人からの申し出により、賃借することとなったものです。

11 ページをお開きください。

整理番号 40 番につきましては、堂野前会館の北西約 200m にある 2 筆 3,179 m²と、同じく北約 350m にある 4 筆 6,924 m²の合計 10,103 m²です。

賃貸人の経営規模縮小により貸付けを行うものです。

次に、整理番号 41 番につきましては、J R の川部北部踏切の北東約 600 m に位置する農地です。

以前の賃借人と 3 月に合意解約したことから、今回新たな受け手と賃借するものです。

12 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による使用貸借権設定です。

整理番号 2 番は、十二川原集会所の北約 500 m に位置する農地です。

当該農地は未相続農地となっており、また、2 分の 1 以上の共有持ち分をもつ者が判明していないことから、相続人の一人である貸人からの申し出により、共有者不明農地制度を利用して貸借を行うこととしたものです。

なお、相続人が一人も判明していない場合の所有者不明農地制度の場合は、使用貸借を行うことはできませんが、今回のような共有者不明農地制度では、農地の出し手と受け手の合意があれば、使用貸借も可能となっておりますので補足いたします。

次に、整理番号 3 番につきましては、豊蒔農村公園の北西約 350 m に位置する農地 1,646 m²と豊蒔の跨線橋の西側にある農地 232 m²の合計 1,878 m²です。

貸借の経緯につきましては、10 ページの 38 番と同様ですが、こちらの畑 2 筆については双方の協議により使用貸借となっております。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第 14 号に対して、意見、質問等ありませんか。

8 番委員（田澤 隆）

整理番号 23 番ですけれども、売る人、買う人ともに村外の方ですけども、金額からいって農地としての売買でなくて、もはやこの後の何かしらあることを前提とした売買になっているんじゃないかと思うんですけども、その辺は把握してあるんですか。

事務局（鈴木）

あくまでも農地としての売買金額ということで聞いております。

8 番委員（田澤 隆）

そうすれば、その後の確認は取っていないと。つまり、その後何かしらに転用するとか、それを前提として話を受け取った形ではないと、あくま

でも田んぼを作ると。
それで、現状は田なんですか。

推進委員（工藤 秀範）

ここの土地、現在私がメインでやってる農事組合法人●●●●で特定作業受委託という形で耕作してるんです。

それで、たまたまこの二人を知っている人が仲介して、売買の話を持ち掛けたところ、売り手の方で、実はここ全部の面積で 200 万で買ったんだという話をしたんだそうです。

なので、今値段が下がっているのを分かっているのに、150 万で何とかできないかという話をされたそうです。

それで、売買成立した後は、また私どもの方で 10 年間の契約で耕作することになってました。

会 長 その他ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第 14 号は原案のとおり決定することとします。

（1 番葛原慶仁委員、9 番白戸陽平委員、鈴木哲也推進委員
着席 9：15）

次に報告事項に入ります。

報告第 11 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 11 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。14 ページをお開きください。

整理番号 16 番につきましては、新たな耕作者に所有権移転するため解約するものです。

解約後は、4 ページの整理番号 18 番のとおり所有権移転されることとなっております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 11 号を終わります。
次に、報告第 12 号「使用貸借合意解約書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 12 号は別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。16 ページをお開きください。
整理番号 5 番につきましては、新たな耕作者に所有権移転するため解約するものです。
解約後は、5 ページの整理番号 21 番のとおり所有権移転されることとなっております。
以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 12 号を終わります。
次に、報告第 13 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 13 号は、農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものです。18 ページをお開きください。
農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、1 件受理しております。内容につきましては、市街化区域内の農地について、太陽光発電設備を設置するため、転用及び所有権移転するものです。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上です。

会 長 ただいまの報告第 13 号について、質問等ありませんか。

5 番委員（鈴木 穰）

ニュース等で、太陽光パネルで反射等の光とか熱とかで地域の方に苦情があったりする場面も見受けられるのですが、この地域ではそういう心配はないんでしょうか。

会 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

会 長 休憩を解き会議を再開いたします。
ただいまの報告第 13 号について、他に質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 13 号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。